【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月20日

【ファンド名】 SAIKYO日本株式CSRファンド

【発行者名】 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白勢 菊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル

【事務連絡者氏名】 小林 徹也

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03 (5208) 5947

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【臨時報告書の提出理由】

追加型証券投資信託「SAIKYO日本株式CSRファンド」(以下「当ファンド」といいます。)について、信託の終了(繰上償還)の予定があるため、下記の通り金融商品取引法第24条の5第4項の規定および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ.信託終了(繰上償還)年月日

平成30年7月6日(予定)

異議申立において、異議を申立てられた受益者の受益権の合計口数が基準日(平成30年3月22日)現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、信託終了(繰上償還)を行います。

口.信託終了(繰上償還)に係る決定に至った理由

当ファンドは平成17年3月18日に約26億円で設定した後、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いました。純資産総額は60億円を超えるまでに増加しましたが、その後は減少の一途を辿り、平成30年1月末現在で約3.6億円となっています。受益権総口数についても、投資信託約款に定めている10億口を大きく割り込む状況が続いています。このため、十分な分散投資効果を発揮することができず、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いています。弊社では、当該証券投資信託の運用を継続するための対応策の検討を重ねてきましたが、今後、当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待するのは難しい状況となっています。このため、投資信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了するものです。

八.信託終了(繰上償還)に係る決定に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

当ファンドの信託終了(繰上償還)につきましては、平成30年3月22日時点の当ファンドの知られたる 受益者に対し、書面を交付することにより通知します。また、同日付の日本経済新聞朝刊に公告を行 います。